



ひとり親家庭にエールを届ける

# YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2017年12月

No.31

## 特集

### 子どものための養育費 その1 ～養育費について知っておこう～



厚生労働省が実施した平成28年度の平成28年度全国ひとり親世帯等調査において、実に56%の人が、離婚以来1度も養育費を受け取っていないという厳しい現状に置かれているということがわかりました。

「エールながさき」でも、養育費について、「取り決め方法は?」「どれくらいの金額がもらえるのか」「子どもがいくつになるまでもらえるのか」「離婚して3年たったが請求できるのか」などの相談を受けています。

そこで今回は、『養育費について知っておこう』ということで、「養育費って何」、「養育費の取り決めの方法」、「金額の決め方」などをご紹介します。

#### ◆養育費って何?

養育費とは、子どもが健やかに成長するために必要な費用であり、子どもの権利です。

父母は、子どもが経済的・社会的に自立するまでに必要な衣食住や教育、医療などの費用について、自分自身の生活と同じ水準を保障する強い義務（生活保持義務）があります。このように養育費は、離婚の理由や親の事情に関わることのない、「子どもの権利」なのです。

#### ◆養育費の取り決めの方法

##### ○養育費を取り決める際の主な条件

- ① 支払い期間 ② 毎月の支払額（支払い総額） ③ 毎月の支払い日と支払い方法
  - ④ 急な出費に関する取り決め ⑤ 親権者が再婚した場合の養育費について
- このような条件について、きちんと話し合う必要があります。

##### ①話し合いで決める

離婚前に、養育費についてきちんと話し合っ、お互いが合意した形で決めることが大切です。離婚時決めていなくても、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、いつでも請求することができますが、その場合、相手側に請求したとき（養育費分担の調停を申し立てした後）からの分になります。ただし、事案によっては過去分が認められるケースもあります。

合意した結果は、口約束ではなく書面にして取り決めましょう。さらに、約束が守られなかった時のために、<sup>\*</sup>1 公証役場で公正証書にしておくことが望ましいです。

※1 法務大臣が任命した公証人がいる役場のことを公証役場といい、（長崎県には、長崎市、諫早市、島原市、佐世保市にあります）そこで作成される契約等に関する文書を公正証書といいます。  
長崎地方法務局 公証役場一覧 <http://houmukyoku.moj.go.jp/nagasaki/table/kousyoutable/all.html>

##### ②家庭裁判所の調停や審判で決める

両親で話し合いができない場合、または話し合っても平行線で結論が出ない時は、調停委員など第三者を交えて話し合う調停を申し込むことができます。調停で話し合いがつかない時、又は相手が調停に応じないときは、審判で決められます。

また、話し合いはできていても、調停を申し立てて、合意内容を明確にする方もいます。

##### ③家庭裁判所の裁判で決める

離婚を求める訴訟で同時に養育費について、判決で決めてもらうことができます。

## ◆金額の決め方

### ○金額はどのように決めるの？

両親の収入を基にして両親が話し合ってお互いに納得する金額を決めることが大切です。一律いくらと決まっているものではありませんが、目安として「養育費算定表」があります。

(※裁判所のホームページ等でみることができます)

[http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi\\_santei\\_hyou/](http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/)

### ○金額の変更は可能？

離婚の際に養育費を取り決めた場合でも、教育費の負担増や病気、父母の失業など離婚時に予測できなかった事情が生じたと認められる場合には(事情の変更)、相手に対し、養育費の増額や減額、支払期間の延長の請求ができる場合があります。この場合、増額や減額の話合いができなければ、家庭裁判所の調停や審判を申し立てることができます。



また、話し合いができていても、調停を申し立てて、合意内容を明確にしたいと考える方もいます。

## まとめ

養育費について説明してきましたが、養育費の取り決め一つをとっても複雑で様々なケースが考えられます。そのためなかなか相談できる相手がおらず、ひとりで悩み抱え込んでしまっている方も多いかと思います。

エールながさきでは、養育費に関する様々なご相談や、月に一度、弁護士による無料法律相談を行っています(毎月第3水曜日)。相談することで知識や情報を得ることができ、前に進めるケースもあります。ひとりで抱えず、子どものためにできることを一緒に考えていきましょう。

次回は、養育費の確保(養育費の支払いが滞ったとき)などをご紹介します。

## ■自立のためのエール！

### ■東彼杵地区にて、無料法律相談会を開催します。

「離婚したいけど…養育費や財産分与はようになるの?」「身に覚えのない請求書が届いたんだけど…」  
「いつまでたっても借金が返済できない…」など。

養育費、親権、財産分与、借金の問題などを解決するための無料法律相談会を開催します。

【日時】 ① 平成30年1月12日(金) 18時30分～20時30分(受付20時迄)

② 平成30年1月13日(土) 13時～15時30分(受付15時迄)

【会場】 東彼杵町総合会館 福祉センター (東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷706-4)

【託児】 無料にてお預かりします。※事前にご相談ください

【申込方法】

※事前予約制となっております。なお、予約の際、相談員による相談内容確認をお願いしております。時間は、お一人様30分です。

※当日、お越しになれない方につきましても電話での相談が可能です。



発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELL ながさき)

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <http://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき